

豊川アダプト（協働管理）制度実施要項

（目的）

第1条 この要項は、河川管理者、国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所（以下「事務所」という）が管理する豊川管内において、地域で活動を行う団体、個人が、事務所との協働管理者として自発的に、豊川の美化・清掃、環境保全、愛護等に関する活動を行うことにより、豊川地域の特性にあった河川管理の推進を図るとともに、協働管理による地域のコミュニティの形成に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この要項における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 豊川とは事務所が管理する豊川を言う。
- (2) 協働管理者とは、事務所との合意に基づき、豊川の全部又は一定区域における管理等を補完するものとして、自発的に協働で活動を行う個人又は団体（以下団体等）を言う。

（活動内容）

第3条 豊川アダプト制度による活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 豊川の美化及び清掃活動に関すること。
- (2) 豊川の河川環境保全に関すること。
- (3) 豊川の河川愛護に関すること。

（公募）

第4条 事務所は広報により、豊川の協働管理を希望する団体等を公募する。

2 前項の協働管理を希望する団体等とは、豊川の全部又は一定の区域において、1年以上の期間を通じ、前条に規定する活動を行うことができる団体等とする。

（申込み方法）

第5条 協働管理者になることを希望する団体等は、事務所に豊川アダプト（協働管理）制度申込書（様式第1号）、団体にあっては参加者名簿（様式第2号）及び活動計画書（様式第3号）を提出するものとする。

（協議）

第6条 事務所は、前条の豊川アダプト（協働管理）制度申込書の提出があったときには、活動計画等について団体等と協議する。

(合意)

第7条 前条の協議において合意したときは、団体等と事務所の間で合意書（様式第4号）を取り交わすものとする。

- 2 活動計画等合意内容の変更をする必要が生じたときは、双方協議の上、合意内容を変更することができる。
- 3 事務所は、団体等が合意書の内容を履行しないとき、または合意内容を逸脱したときは、合意内容に基づく活動を行うよう指導及び助言することができる。
- 4 団体等は、アダプトの合意により法律上特別な権限が与えられるものではなく、河川法に基づく許可申請等についても、簡素化などの措置がとられるものではない。
- 5 合意の有効期間は、合意した日の属する年度の3月31日までとし、毎年度更新の手続きを行うものとする。翌年度も活動の継続を希望する団体等は、第5条に定める申込方法により、有効期間内に翌年度分の活動を申し込むものとする。

(合意の解除)

第8条 団体等が活動を止めるときには、事務所に豊川アダプト（協働管理）制度解除申出書（様式第5号）を提出することにより、合意を解除することができる。

- 2 事務所は、団体等が前条第3項の指導及び助言に従わないときは、豊川アダプト（協働管理）制度解除通知書（様式第6号）により、合意を取り消し、協働管理者を解除することができる。
- 3 前第2項の規定により合意を解除するときは、団体等は活動箇所を現状に回復し、事務所の確認を得なければならない。ただし、事務所が認める場合はこの限りでない。

(支援)

第9条 事務所は、団体等に対して、予算の範囲内で次の各号に定める支援を行うことができる。

- (1) 豊川に関する資料及び情報の提供。
- (2) 河川美化及び清掃に要する用具の提供。
- (3) 活動時に身につける証明証の発行。
- (4) 揭示里親旗の貸与。

(報告)

第10条 団体等は、毎年4月末までに活動内容についての報告を行うため、豊川アダプト（協働管理）制度活動報告書（様式第7号）を事務所に提出しなければならない。

(その他)

第11条 アダプト活動中に発生する事故等については、河川管理者が責任を負うべき特段の事情がない限りは、全て団体等において責任を負うものとする。

〈付 則〉

この要項は、平成22年10月 1日から施行する。(試行)

〈訂 正〉

この要項は、平成23年 4月 1日から本施行する。

〈訂 正〉

改正後の本要項は、平成28年 3月 4日から施行する。